

## 産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和5年11月24日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時11分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

### 1 本日の会議に付した事件

#### (1) 報告事項

① 市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要に関することについて (農業環境整備課)

② 土地の取得に関することについて (公設地方卸売市場)

#### (2) その他

### 2 出席委員（7名）

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 鈴木宣子君  | 副委員長 | 渡辺欽也君 |
| 委員  | 細谷智宏君  | 委員   | 森智世子君 |
| 委員  | 田尻由紀子君 | 委員   | 小泉康二君 |
| 委員  | 安藏栄君   |      |       |

### 3 欠席委員（なし）

### 4 委員外議員出席者（なし）

### 5 説明のため出席した者の職、氏名

|           |        |              |       |
|-----------|--------|--------------|-------|
| 産業経済部長    | 長谷川昌人君 | 産業経済部参事兼観光課長 | 小林一仁君 |
| 商工課長      | 桧崎芳明君  | 農政課長         | 後藤俊之君 |
| 農業環境整備課長  | 三村隆君   | 農産振興課長       | 永盛光郎君 |
| 公設地方卸売市場長 | 栗原千尋君  |              |       |
| 消防局長      | 大内康弘君  | 消防次長         | 大信成人君 |
| 消防局参事     | 箕輪重美君  | 消防局参事兼消防総務課長 | 小林良導君 |
| 北消防署長     | 猿田純夫君  | 南消防署長        | 河原井豊君 |
| 火災予防課長    | 荘司智裕君  | 消防救助課長       | 高畠和巳君 |
| 救急課長      | 栗原政人君  |              |       |

農業委員会 吉 川 正 浩 君      農業委員会 久 米              茂 君  
事務局 長                                      事務局 次 長

6 事務局職員出席者

議 事 課 長      大 嶋              実 君      書              記      大 内      し お り      君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項2件につきましては、第4回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは初めに、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要に関することについて、執行部より説明願います。

三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 おはようございます。

ただいまから、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要に関することについて、御説明いたします。

お手元の産業経済部農業環境整備課提出の委員会資料を御覧ください。

まず、1の目的でございます。

国営那珂川沿岸農業水利事業によって整備された基幹的な施設につきましては、関係する8市町村が共同で事業主体となり、管理事業を実施する計画となっております。この管理事業は、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業といい、維持管理事業を実施する事業ではございますが、基盤整備等と同様に、土地改良事業であるため、土地改良法に基づく法手続が必要になります。

したがって、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を経て本事業を施行するものでございます。

また、議決を必要とする理由としまして、市町村が土地改良事業を行うためには、土地改良法第96条の2第2項の規定により土地改良事業計画を定める必要があり、その計画を定めるためには、当該市町村の議会の議決を経て土地改良事業計画の概要を定める必要がございます。

したがって、本維持管理事業においても、事業計画の概要を定めるために議決が必要になります。

続きまして、2の国営那珂川沿岸農業水利事業の概要でございます。

まず、(1)事業目的でございます。

那珂川からの安定的な農業用水確保による農業経営の安定化を目指すものでございます。

次に、(2)対象地域でございます。

水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の計8市町村となっております。

次に、(3)の事業年度でございます。

本国営事業は平成4年度から開始されており、令和8年に完了予定となっております。

続きまして、3の市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の概要でございます。

まず、(1)の事業概要でございますが、先ほど御説明いたしました国営那珂川沿岸農業水利事業により整

備する施設のうち、基幹的な施設につきましては、公共性、公益性が高いため、水戸市をはじめとした関係市町村が主体となり、施設の管理を実施するものでございます。

なお、当該事業におきましては、国の補助事業である基幹水利施設管理事業という補助事業を導入し、維持管理費の負担軽減に努めてまいります。

次に、(2)基幹水利施設管理事業の制度内容でございます。

国営土地改良事業によって整備された受益面積が1,000ヘクタール以上となるような大規模施設であり、公共性、公益性の高いダム、頭首工、揚水機場などといった基幹水利施設において、これらの施設を地方公共団体が管理している場合は、施設機能の適正な発揮を確保するため、国が維持管理に係る経費の一部を助成する制度でございます。

次に、(3)基幹水利施設管理事業の負担割合でございますが、国30%、県30%、市町村20%、受益者20%となっております。

次に、(4)基幹水利施設管理事業の対象施設でございます。

資料中の表にございますように、小場江頭首工、那珂川揚水機場、下江戸揚水機場、渡里揚水機場、大杉山機場の計5施設が維持管理の対象となります。

管理の開始予定時期でございますが、国営事業による施工が完了したものから順次開始となります。また、各施設の維持管理は市町村が行いますが、操作業務は土地改良区に委託いたします。

恐れ入りますが、5ページをお開きください。

各施設の所在位置図につきましては、計画概要図内の基幹水利施設管理事業対象施設として図示しておりますので、お目通し願います。

お手数ですが、再び2ページを御覧ください。

4の今後のスケジュールにつきましては、令和7年度から事業を開始するためには、令和6年2月中にも農用地の所有者などの同意取得作業を始める必要があります。そのためには、事前に議会の議決を経て事業計画の概要を定め、その後、報告を実施する必要があるため、令和5年第4回定例会に議案を提出するものでございます。

最後に、今回の議案といたしまして、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画概要について、ページ3から5の内容にて提出しておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

また、裏面の6ページには、参照条文のほうをお示ししております。こちらにつきましても、あわせてお目通し願います。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、土地の取得に関することについて、執行部より説明願います。

栗原公設地方卸売市場長。

○栗原公設地方卸売市場長 それでは、土地の取得に関することについて、御説明いたします。

産業経済部公設地方卸売市場提出の資料を御覧ください。

水戸市公設地方卸売市場の用地といたしまして、次のとおり取得するものでございます。

1の土地の表示でございますが、水戸市青柳町字立下4508番1ほか26筆、地目は全て田でございます。

して、面積は4万7,158.38平方メートルでございます。

2の取得価格は、1億2,072万5,432円でございます。

3の契約の相手方は、  
，ほか27名でございます。

続きまして、2ページの位置図をお開き願います。

今回、土地の取得する土地の位置は、水戸市公設地方卸売市場の北側に隣接する赤色で囲まれた部分でございます。

次に、3ページをお開き願います。

水戸市公設地方卸売市場用地取得箇所図でございます。

赤色で着色されている箇所は、今回取得する土地でございます。

なお、本件につきましては、令和5年第4回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

この際、資料の請求がございましたら、発言を願います。よろしいですか。

ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言を願います。

渡辺副委員長。

○渡辺副委員長 お疲れさまでございます。

さきに行われた産業祭なんですけれども、入場者数とかがもう出てくるのであれば、お答えいただきたいと思います。よろしく願います。

○鈴木委員長 桧崎課長。

○桧崎商工課長 ただいまの渡辺副委員長の産業祭の入場者数に関する御質問にお答えいたします。

先日程行われました11月11日土曜日、12日日曜日の来場者数でございますが、両日ともに3万3,000人、合計6万6,000人という主催者のほうの入場者数となっております。

以上でございます。

○渡辺副委員長 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時11分 散会